

性犯罪(強制わいせつ・強制性交等)



1 公共の場所等で、下半身を見せられた

公然わいせつ罪(刑法第174条)

罰則 6月以下の懲役又は30万円以下の罰金等

2 無理やり(暴行、脅迫)身体を触られた

強制わいせつ罪(刑法第176条)

罰則 6月以上10年以下の懲役

3 無理やり(暴行、脅迫)性行為をされた

強制性交等罪(刑法第177条)

罰則 5年以上の懲役

あなた自身ができること

車・自宅の出入り

- 車や自宅の鍵を開ける前に、不審な人や車がないか確認してから鍵を開ける。

戸締り(ドア・窓の鍵)

- 車・家に入ったらすぐ鍵をかける。
- ベランダに人が潜んでいないか、外を確認してから窓を開ける。
- 2階以上にある部屋でも就寝時は窓やベランダの鍵をかける。
- 外出時は、すべてのドア・窓の鍵をかける。

来客

- 来客対応時はインターホンやドアスコープなどで、相手の身分や用件を確認するまで、鍵を開けたりドアチェーンを外したりしない。

洗濯物

- 下着類は室内に干す。女性の一人暮らしと悟られないようにする。
※ 外で干す場合は、シーツやバスタオルなどで目隠しをする。

エレベーター

- 非常ボタンの近くに位置し、男性に背を向けない。
- 不安を感じたらすぐに降りる。

外出時

- 歩きながら携帯電話を使用したり、音楽を聴いたりしない。
- バッグの見えやすい場所に防犯ブザーを取り付ける。
- 夜中に暗がり一人で歩かない。

乗車時のロック

- 車に乗ったらロックする。